

外国人旅行者向け消費税 免税制度に関する説明会

訪日外国人観光客は増加傾向にあり、2013年には初めて1000万人を突破し、政府においては2020年までに2000万人を目指すとしており、2014年には1300万人を超えました。

また、訪日外国人観光客の日本滞在中の支出に占める「買物」の割合は大きく、2014年の消費額は2兆円を超え、2020年東京オリンピックを控え、今後ますます大きな市場になると期待できます。今回改正された消費税免税制度を活用することで、訪日外国人観光客の県内での消費を促進するため、徳島県では、県内の事業者様を対象とした「外国人旅行者向け消費税免税制度に関する説明会」を次のとおり開催します。気軽に御参加ください。

1 日 時

平成27年3月19日(木) 13:30~15:10

2 場 所

アスティとくしま 1階 第2会議室 (徳島市山城町東浜傍示1番地1)

※駐車場の数には限界がありますので、なるべく公共交通機関を御利用ください。

3 内 容

- ・「外国人旅行者等への消費税免税販売制度について」・・・四国経済産業局産業部
- ・「シンボルマークの取り扱いについて」・・・四国運輸局企画観光部
- ・「事例紹介」・・・一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会
- ・「申請手続き等について」・・・高松国税局課税部

4 申込み方法

参加申込書に必要事項を御記入の上、「郵送」、「ファクシミリ」又は「電子申請」にてお申し込みください。

パソコン用：<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=360007&pkgSeq=210154>

携帯・スマートフォン用：<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-mobile/MobileLoginForm.do?lcd=360007&target=APPLY&pkgSeq=210154>

QRコード→



徳島県電子申請・届出システムは、徳島県ホームページ (<http://www.pref.tokushima.jp/>) 左側の「電子自治体窓口(電子申請・電子入札・施設予約・電子申告)」からも利用できます。

(「電子申請・届出システム」をクリックし、「申請・届出をする」をクリックした後、「キーワード」欄に「免税」と入力し検索すると表示されます。)

5 申込み締切

平成27年3月16日(月) ※定員70名

6 主催

徳島県

7 申込み・お問い合わせ先

徳島県商工労働部観光国際局国際戦略課
交流戦略担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電 話：088-621-2337

ファクシミリ：088-621-2851

参加無料